

平成27年度 第46回群馬県社会人サッカーリーグ運営要項

この運営要項は(公益財団法人)日本サッカー協会競技規則に基づき、群馬県社会人サッカーリーグに適用し、リーグの競技運営を円滑にすることを目的とする。

第1条 総括運営委員長・運営委員長及び副運営委員長

総括運営委員長はこのリーグを代表、且つ業務執行を統括する。

運営委員長は各部のリーグを代表、且つ業務執行をする。

副運営委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。

第2条 運営委員

運営委員は各関係業務を担当別に処理するとともに委員長に報告し、リーグ運営の業務を処理するものとする。

第3条 担当事務分掌

3.1 規約第18条に規定された各担当運営委員の事務分掌は次の通りとする。

3.2 各担当は次の帳簿を備える。

- 1) 総務担当 加盟団体登録簿、役員名簿、表彰台帳、運営委員会議事録、競技実施記録簿、競技事故簿、運営費台帳、金銭出納帳
- 2) 広報担当 競技記録簿、発表控綴、新聞記事控、選手登録簿
- 3) 審判担当 審判員名簿、審判報告書

第4条 会計

4.1 総務担当委員は当該年度の予算および前年度の決算を作成して運営委員会に提出する。

4.2 加盟チームは、指定された期日までに会費を運営委員会に納入する。会費の額は別に定める。

4.3 このリーグの収入は次の通りとする。

- 1) 会費収入 2) 事業収入 3) 寄付金収入 4) その他の収入

4.4 このリーグの支出は次の通りとする。

- 1) 事務費 2) 競技場使用料 3) 審判費 4) 印刷費 5) 会議費 6) 通信費
- 7) 役員手当 8) その他

第5条 選手の資格・登録

5.1 このリーグに登録することのできる選手は、(公益社団法人)群馬県サッカー協会加盟チームの選手であり、且つ(公財)日本サッカー協会第1種の登録手続きが完了した選手であること。登録にあたってのチーム最少人数は15名以上とする。

5.2 選手登録は毎年4月1日をもって行い、翌年3月31日まで有効とする。登録が完了した選手には、(公財)日本サッカー協会より選手証が交付される。

選手の年度内の移籍、追加登録は、(公財)日本サッカー協会の基本規程に従い行うこととする。

5.3 日本国籍をもたない選手の登録は1チーム5名までとし(外国籍チームは除く)、試合開始前のメンバー表提出時に登録できる選手は交代予定者を含めて3名までとする。高校生の登録は1チーム5名までとし、2種との二重登録は認めない。中学生以下の選手については、1種登録及びクラブ登録選手であっても試合への出場は認めない。又、クラブ登録の18歳以下の選手はピッチ上に5名までとする。

5.4 試合開始前のメンバー表提出時に選手証を提出する。選手証は写真の貼付されているものとする。選手証を携帯しない選手は試合に出場できない。

5.5 選手の資格に疑義が生じた場合は運営委員会で審議決定する。

5.6 各リーグの運営委員会は、リーグ戦開始前にメンバーの資格認定を行う。

第6条 選手番号およびユニフォーム登録

6.1 登録選手には登録番号を付することとし、他の番号のユニフォームでの出場は認めない。

6.2 ユニフォームの色彩、その他については、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に準ずる。

※(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定抜粋

第5条[ユニフォームの色彩]

- ①チームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
 - ②フィールドプレーヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。
 - ③チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
 - ④主審が、対戦するチームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）の色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、主審は、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ⑤前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツおよびストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- 第6条 [ユニフォームへの表示]
- ⑥ユニフォームにはチーム名・選手番号を必ず明記するものとする。
 - (1) チームエンブレム シャツの左胸 100cm²を超えないサイズ
 - (2) チーム名をエンブレム以外で表示する場合は、シャツ前面又は左胸300cm²を超えないサイズ
 - ⑦選手番号は、服地と明確に区別しうる色彩（服地が縞柄の場合には台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
 - (3) 番号は整数の1から99を使用し、0は認めない。登録選手が100名以上の場合に限り、100以上の番号を認める。
 - ⑧その他
 - (4) チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。

第7条 組み合わせ及び日程

- 7.1 1部リーグ 原則として、1年を2期に分け前期と後期とし、2回総当たり戦を行い順位を決定する。
- 7.2 2部リーグ 原則として、24チームを12チームずつA、Bの2つのブロックに分け、各ブロック毎に1回総当たり戦を行い順位を決定する。
- 7.3 3部リーグ 前年度の順位及び、参加チーム数によって運営会議において組合せを決定する。
- 7.4 インデペンデントリーグ（Iリーグ） 参加チーム数によりブロック分けを行い、各ブロック毎に総当たり戦を行い順位を決定する。
- 7.5 組み合わせ及び試合日程については各部の運営委員会で決定する。

第8条 審判員

- 8.1 1部リーグの審判は、(公社)群馬県サッカー協会審判委員会に依頼し、(公社)群馬県サッカー協会登録の審判員を割り当てるものとする。
- 8.2 2部・3部・Iリーグの主審および副審は、各チーム所属の審判員に依頼することとし試合割り当てについては運営委員会で決定する。
- 8.3 2部・3部リーグの審判手当は別に定める通りとし、各チームに支払うものとする。
- 8.4 2部の主審は3級以上の有資格者とし、副審は4級以上の有資格者とする。有資格者が審判を担当するために、3級以上が1名以上と4級以上が2名以上、の帯同審判員の登録をチームに義務付ける。帯同審判員の登録要件を満たしていないチームは2部に参加できない。

原則として、3部の主審は3級以上の有資格者・3部の副審及び、Iリーグの主審及び副審は、4級以上の有資格者とする。

有資格者が審判を担当するために、3部では3級以上が1名以上と4級以上が2名以上、Iリーグでは4級以上が3名以上の帯同審判員の登録を原則として義務付ける。
- 8.5 割り当て試合の審判を怠ったチームにはペナルティーとして勝ち点-3を課す。審判員が試合開始から15分以上遅刻した場合も審判を怠ったとみなす。

資格を満たさない審判員が審判を行った場合も同様である。

2部リーグの主審は3級以上でないとは担当する事は出来ない。

ペナルティーが生じた場合、その試合の当該対戦チームが各ブロック責任者にその事実を早急に報告する事。

- 8.6 審判員は必ず審判服、審判ワッペン、リスペクトワッペンを着用し、常に審判員証を携帯する事。試合を行う当該チームは試合前に主審、副審の審判員証を確認し、試合結果報告書にサインする事。確認、及び、サインを怠ったチームには勝ち点-1を課す。

第9条 試合結果報告および審判報告責任（重要事項報告書含む）

- 9.1 各チームは審判を割り当てられた試合の結果報告を行うと共に、トラブル発生時の処置を行う。あわせて、各ブロック責任者に報告する。
- 9.2 試合結果報告を行う割り当ては、運営委員会で決定する。
- 9.3 試合結果報告書、及び、審判報告書（重要事項報告書を含む）は、各リーグの決められた方法で報告する。

又、試合結果を指定報道機関に当日中に必ず連絡する事。（TEL 又は FAX）

試合結果報告書、及び、審判報告書（重要事項報告書を含む）共に、FAX やメールの場合は試合日の翌日中まで送信し、郵送の場合は試合日の翌々日中の消印が有る事。

試合結果報告書、及び、審判報告書（重要事項報告書を含む）の提出を怠ったチームには、ペナルティーとして勝ち点-1を課す。

第10条 表彰

- 10.1 全日程を終了した後、その成績・順位に基づきチーム表彰を行う。
- 1) 1部・2部・3部の優勝・準優勝・3位チームには賞状および賞品。
 - 2) Iリーグの優勝チームには賞状および賞品。
 - 3) 1部・2部・3部の警告・退場が最も少ないチームにはフェアプレー賞として賞状。但し、一発退場及び警告が10枚以上ある場合はフェアプレー賞に該当しない。
- 10.2 個人表彰として次の表彰を行う。
- 1) 最優秀選手 1部・2部各ブロック・3部各ブロック
 - 2) 得点王 1部・2部各ブロック・3部各ブロック
 - 3) ベストイレブン 1部 アシスト王 1部
 - 4) 優秀審判員 1部
- 尚、1部最優秀選手・ベストイレブン・優秀審判員は、選考委員会で決定する。
- 10.3 リーグ主催の表彰式に出席しないチーム又は個人は表彰を辞退したものとする。

第11条 試合

- 11.1 試合時間は1部・2部・3部リーグは90分、Iリーグは70分とする。
- 11.2 ハーフタイムのインターバル時間は最長でも15分を超えないこと。
- 11.3 選手交代は試合開始前に メンバー用紙に登録した交代要員12名の中から 5名の交代ができる。
- 11.4 交代選手は交代用紙に必要事項を記入の上、主審の合図で交代を行う。
- 11.5 試合の途中において天候の悪化等により、試合続行が不可能と主審が判断した場合は、最大15分間の中断の後、主審および両チームが協議のうえ、当該試合については無効試合とする。尚、無効試合のため得点および警告については無効となるが、退場処分については記録に残し、直近の公式試合1試合には出場停止となる。また、内容によっては群馬県社会人サッカー連盟規律フェアプレー委員会により処分を受けることがある。

第12条 順位の決定

- 12.1 試合の勝者に勝点3点、引き分け1点、敗者に0点が与えられ、勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点が同一の場合は次の順序で決定する。
- 1) 全試合の得失点差
 - 2) 全試合の平均得点
 - 3) 当該チームの対戦成績
- 前項により尚順位が同一であり、且つ、順位の決定を必要とする場合は順位決定戦（1試合）を行う。規定時間内に決しない場合、20分の延長を行い、尚決しないときはPK戦で決定する。

- 12.2 試合を最後まで、成立させることのできなかったチーム（棄権・出場資格の無い選手の出場・等の無効試合）は、勝ち点－3とする。なお、試合開始時間から15分遅刻した場合は棄権とみなす。
- 12.3 対戦相手の責任で無効試合になった場合、もしくは相手無効試合で勝者になった場合、勝ち点は3点とし、**得点は5対0とする。**

第13条 試合球

- 13.1 試合球はモルテン アセンテックヴァンタジジオFV5000A【(公財)日本サッカー協会競技規則に準じる国際公認球、検定球】を指定球とする。
- 13.2 試合球は各チームから1個ずつ持ち寄り採用は主審が決定する。

第14条 警告・退場

- 14.1 リーグ戦試合数が10試合以上の場合、リーグ期間中に警告を3回受ければ、次の1試合に出場できない。また、通算6回で2試合出場できない。リーグ戦試合数が10試合未満の場合、リーグ期間中に警告を2回受ければ、次の1試合に出場できない。また、通算4回で2試合出場できない。次年度には、警告の累積数は持ち越さない。
- 14.2 リーグ戦期間中に退場処分を受けた選手は、同じリーグ戦の次の試合1試合の出場を禁ずる。それ以降の処置については運営委員会の裁定による。また、内容によっては群馬県社会人サッカー連盟規律フェアプレー委員会に裁定を委ねる。

※警告・退場後の処分については、(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に基づき行う。

第15条 入れ替え制

- 15.1 原則として、各部、各ブロックの成績により次のチームを入れ替える。
- 1部リーグ 7位・8位のチームは、2部へ降格する。
- 2部リーグ 各ブロック優勝チームは、翌年度1部へ昇格する。
- 2部リーグ 各ブロック**9位・10位・11位・12位**は、翌年度3部へ降格する。

3部リーグ 参加チーム数・ブロック数により、昇格方法を決定する。

- 15.2 1部リーグは8チーム編成とする。関東リーグへの昇格が発生した場合は、各部の入れ替えを下記の通りとする。
- 1) 関東リーグへ昇格するチームがある場合
- 1部リーグ 8位チームは、2部へ降格する。降格先はAブロックとする。
- 2部リーグ 各ブロック優勝チームは、翌年度1部へ昇格する。
- Bブロックは11チーム編成とする。
- 以下、2部・3部・Iリーグに関しては15.1項に従う。
- 15.3 その他、リーグ編成に不都合が生じた時は、運営委員会にて決定する。

第16条 各リーグ内の平準化

- 16.1 2部リーグはリーグ内の平準化を図るため、A・Bブロックの入れ換えを行う。
- 16.2 3部リーグはリーグ内の平準化を図るため、A・B・C・Dブロックの入れ換えを行う。
- 16.3 2部・3部のブロックの入れ換えは別に定める入れ換え表による。
- Iリーグは地域性を考慮し、編成する。